

自転車新文化普及事業委託仕様書

1 事業目的

自転車を普段の移動手段として活用するだけでなく、「健康づくり」、「生きがいづくり」、「友情づくり」に繋がる、自転車を通じたライフスタイルを提案していくことにより、より多くの県民へ自転車利用の裾野拡大を図り、もって自転車新文化の普及に資することを目的とする。

2 事業期間

契約の日から 2020 年 3 月末まで

3 事業費

金 30,993,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託業務

(1) 業務詳細

下記①～⑦等の内容による自転車新文化の情報発信及び普及に必要な一切の業務を行うこと。
なお、①～⑦の取り組みを効果的に組み合わせ実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信

自転車に乗る楽しさを広く県民に普及するため、ホームページ及びSNS（ホームページと連動するもの）を本県が立ち上げているところであり、引き続きホームページ及びSNSの記事更新、運営を行うこと。

なお、ホームページの作成・運用にあたっては、別紙「自転車新文化普及事業に係るホームページ等システム管理基準」及び県ホームページに公開の「愛媛県個人情報保護条例」に基づく個人情報の管理等を順守するとともに、掲載内容は、次のことを満たすこと。

また、SNSの運用にあたっては、県規程の「愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づく運用とする。

ア ポータルサイトによる情報発信

（主な対象：県民全体）

（ア）掲載項目

本事業での実施事業を紹介するほか、県等が実施している自転車新文化の普及に関する取り組み等について掲載する。

【掲載想定事業】

- ・障がい者、高齢者層に向けたサイクリング体験会の開催
- ・自転車通勤の紹介
- ・サイクリングコース（愛媛マルゴト自転車道）の紹介
- ・サイクルオアシスやレンタサイクル等、サイクリスト受け入れ環境の紹介
- ・公共交通機関（サイクルトレイン、サイクルバス等）の紹介
- ・サイクリングアイランド四国（四国一周サイクリング）への取り組みの紹介
- ・台湾「日月潭」と瀬戸内しまなみ海道との姉妹自転車道協定
- ・自転車安全利用促進条例の普及・啓発など、自転車安全利用に関する情報
- ・愛媛県自転車新文化推進基金の紹介

- ・愛媛県自転車新文化推進協会及び所属会員の紹介 など
- (イ) 各種ページのデザイン・操作性
必要に応じた情報の取得が容易なデザイン・構成とし、操作性の優れたものとする。
- (ウ) 利用状況把握
各情報へのアクセス状況などの利用状況を把握する。

イ SNSによる情報発信

(主な対象：20歳代～40歳代の未経験者・初心者層)

後述の女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の活動状況に係るページを運営する。

なお、現在、Facebook 及び Instagram に「ノッてる！ガールズEHIME」公式ページを作成し、ユニットメンバーからの投稿記事の内容確認や編集等を実施しているところ。

②女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の運営

(主な普及対象：20歳代～40歳代の未経験者・初心者層)

本ユニットの活動目的である「未経験者・初心者女性層への普及」のため、気軽にサイクリングできる機会を創出し、メンバーと一般参加者との交流を通して、自転車の魅力を伝えることができるよう、下記③、④の事業と連動させ、SNS等を活用してターゲット層のコミュニティ（グループ）を形成する。

なお、メンバーは15名程度とし、本ユニットの運営内容は、下記を想定している。

ア ユニットメンバーが企画するメンバー以外も可能なサイクリングの定期開催

- ・ユニットメンバーからのサイクリング企画の募集
- ・ユニットメンバーが企画したサイクリングの実施
- ・サイクリングの参加者募集・告知（HP・SNS・ラジオ等を想定）

イ ユニットメンバーの活動活性化支援

- ・ユニットメンバーへの活動内容周知及び情報発信等スキル向上に資する研修会の実施
- ・名刺やユニット紹介ページなど、メンバーが活動するための素材の作成及び支給
- ・県内のサイクリングイベントへの参加に係る費用（参加料・交通費等）の支給
- ・コーディネーターの設置

※季節感・地域性・テーマ性・メンバーの個性等に配慮したサイクリングの企画・開催のサポートや、メンバーの意見の吸い上げ等、メンバーのモチベーションを高め、活動しやすい環境づくりができる者をコーディネーターとして設置すること。

ウ ウェア類の支給

※現在の支給品（長袖ジャージ、冬用ジャケット、クロップドパンツ）に加え、機能性アンダーウェア（上下）、ヘルメット、グローブ、アイウェア等、1名あたり5万円程度を想定）

エ 公式 SNS の投稿管理

- ・ユニットメンバーの公式 SNS への投稿を管理すること

（前述の4(1)①イ SNSによる情報発信）

③女性向けサイクリング体験会の開催

(主な対象：20歳代～40歳代女性層のうち、サイクリングを体験したことが無い層)

サイクリング未経験の女性を対象としたサイクリングイベントを、上記②のサイクリングユ

ニットの運営と連動させながら、県内3か所で各1回以上、年6回以上開催する。

なお、サイクリング以外のアクティビティと組み合わせたサイクリングも可能とする。

また、1回あたり20名以上の参加者を目標とする。

④自転車魅力情報発信誌の発行

(主な対象：20歳代～40歳代の女性層のうち、自転車に関心の低い層)

アクティブな女性や、健康・美容に関心の高い女性を対象に、自転車を様々な角度から捉えて、自転車のある生活の楽しみ方を提案する情報発信誌を発行し、自転車新文化の情報発信及び普及を行う。

○雑誌の仕様：

- ・ 内 容：自転車そのものに興味が無い人にも手に取ってもらえるよう、デザイン性の高い構成、記事とする。
- ・ 配布形態：フリーペーパー形式
- ・ 発行時期：9月下旬及び3月下旬
- ・ 発行部数：それぞれ4万部を関係各所に配布

⑤サイクリスト交流会の開催

(主な対象：県内のサイクリスト)

県内でサイクリングを趣味にしている者(技術の高低やサイクリング実施頻度は問わない。)を対象とした交流会を開催し、愛媛県や当協会の自転車に関する取り組みをPRするとともに、サイクリングに関する情報交換を行うことで、自転車新文化の更なる理解促進を図る。

なお、冬季(2020年1月～2月)に開催することとし、春先のサイクリングシーズンに向けた気運醸成に資するものとする。

また、100名以上の参加者を目標とする。

⑥ラジオを活用した情報発信

(主な対象：県民全体)

県内のラジオ局を活用し、愛媛県や当協会の自転車新文化に関する取り組みを情報発信し、更なる自転車新文化の理解促進を図るとともに、各種実施イベントの開催情報を周知し、イベントへの誘客促進を図る。

⑦「愛媛サイクリングの日」実施事業

(主な対象：県民全体)

愛媛サイクリングの日(2019年11月10日)の認知度を向上するとともに、協会及び市町が実施する愛媛サイクリングの日関連イベントの広報等、県民の参加促進に必要な一切の業務を実施する。

ア 愛媛サイクリングの日の認知度向上に向けた取り組み

各種メディアを活用し、「毎年11月第2日曜日が愛媛サイクリングの日である」ことを広く認知させるための情報発信を実施するとともに、愛媛サイクリングの日当日に当協会及び市町等が実施する関連イベントの情報発信を行い、参加促進を図る。

なお、実施にあたっては市町との連絡窓口を設けること

(ア) 愛媛サイクリングの日当日に向け、計画的な情報発信を実施すること。(活用する

メディア、媒体は問わない。)

(イ) 県や県内各市町等が実施する自転車関連イベントを周知するためのホームページを制作、運営すること

イ 啓発グッズの作製、配布

愛媛サイクリングの日関連イベントへの参加促進及びイベント参加者人数の把握のため、参加者へ配布する記念品(20,000個以上)を作製し、関係各所へ配布する。

ウ 愛媛サイクリングの日当日における協会主催イベントの実施

(主な対象：ファミリー層)

愛媛サイクリングの日関連イベントの一環として、普段自転車に親しみのない方でも楽しめる自転車関連イベントを実施する。

(ア) 実施内容

・開催日 2019年11月10日(日)

・実施詳細

I 子どもが参加できるサイクリングイベントを開催するとともに、その保護者がスポーツ自転車を体験できる用意をすること

なお、軽快車や子ども用自転車を遊び感覚で活用するイベントや、自転車を用いたパフォーマンスショーの開催など、直接自転車に乗らなくても楽しめる物を実施すること。

II イベント参加想定ターゲットすべてが楽しめる飲食・物販ブースを設けること。

注1 自転車関係のブースに偏らないよう調整すること

注2 アルコール飲料の提供ブースは一切認めない

(イ) 集客目標

2,000人を目標とする。

○その他

イベント参加料・ブース出店料を徴収することは可能とするが、収支計画額及び実績額を明らかにすること。

(2) 想定費用(※)

①ホームページ・SNS等による自転車新文化の発信：3,630千円

②女性サイクルユニット「ノッてる！ガールズEHIME」の運営：3,565千円

③サイクリスト交流会の開催：1,560千円

④女性向けサイクリング体験会の開催：5,050千円

⑤自転車魅力情報発信誌の発行：3,690千円

⑥ラジオを活用した情報発信：2,200千円

⑦「愛媛サイクリングの日」実施事業：11,298千円

合計：30,993千円

※上記①～⑦の間における金額の調整は可能。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、自転車新文化普及事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部自転車新文化推進課)

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、愛媛県自転車新文化推進協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、愛媛県自転車新文化推進協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県自転車新文化推進協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 その他留意事項

(1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県自転車新文化推進協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

(2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。

(3) ホームページ及びSNS等の運営にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会と十分協議の上、作業を進めることとする。

(4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県自転車新文化推進協会と協議のうえ処理するものとする。